

## 令和 8 年度小学校向け SDGs 体験型学習（ワークショップ）出前授業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和 8 年度小学校向け SDGs 体験型学習（ワークショップ）出前授業業務

## 2 事業の目的

本市では、令和 4 年度に SDGs 未来都市に選定されたことを受けて以降、2030 年のあるべき姿として「持続可能な人と企業に選ばれるまち」を掲げ、企業と市民が居続けたい・本市に移りたいと思えるまちの実現を目指している。

また、八代未来づくりビジョン（総合計画基本構想）等各種計画において SDGs との関連を明示する等、SDGs 達成に向けて様々な事業を展開しているが、SDGs 達成のためには、市民等に対する普及啓発を行う等、SDGs 理念の浸透を図る取組が必要である。

本業務は、次世代を担う子どもたちが、日頃の生活や活動等が SDGs の 17 のゴールにどのように関わるのかを認識し、SDGs の理念に基づく行動変容につながる環境を創出することを目的とし、市内の小学生を対象に SDGs の出前授業を実施する。

## 3 委託業務内容

## (1) 出前授業の企画、実施

## ①対象者

市内の小学生

原則として、1 講座 1 クラス単位（35 人程度）で実施。

ただし、開催校からの希望によってはこの限りではない。

## ②実施場所

市内の小学校の教室、体育館等

## ③実施形式

講師が実施場所に出張する出前形式とする。

## ④内容・時間

1 講座につき、次のア・イのセクションを一連の流れとして実施する。

ア SDGs の基礎知識や身近にできる取組等についての講話 5 分程度

イ SDGs の意識づけや SDGs の理念に基づく行動変容につながる内容の体験型学習（ワークショップ）（選択制） 40 分程度

※イについては、委託期間中に実施可能な体験型学習（ワークショップ）を 4 種以上（各 40 分程度）企画し、1 講座につき開催校が選択する 1 種を実施すること。

## ⑤実施回数

15 回以上

委託期間中において、実施回数に達しないと見込まれる場合は、受託者は、学校や関係機関等へ出前授業の PR を行い、実施回数を確保するよう努めるものとする。

## (2) 使用機材、資料の調達

出前授業に必要な機材、資料の調達は受託者が行うこと。

なお、開催校との協議により、開催校にある備品、設備等を使用できるものとする。

## (3) アンケートの実施

理解度、満足度、改善要望等に関するアンケート様式を児童向け、教員向けの2種作成し、出前授業実施後にアンケートを実施すること。

## 4 成果品

受託者は、業務・実施内容を取りまとめ、以下を電子データにて提出するものとする。

ア 業務実施報告書、アンケート集計分析結果

イ 3(1)④アの講話資料、3(3)のアンケート様式

ウ その他関連、参考となる資料

※イのデータについては、市は対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、契約の終了後も継続するものとする。

※電子データは、汎用性が高く、庁内 PC で修正や編集が可能なファイル形式で作成すること。

## 5 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

## 6 契約方法

(1) 総額契約とする。なお、見積書には、消費税相当額を除いた総額を記入すること。

(2) 契約締結における消費税率は10%とし、1円未満の端数は切捨てとする。

## 7 支払い方法

業務終了後一括払いとする。

## 8 その他

(1) 開催校の募集、選定及び開催日程・場所等の決定に係る開催校との調整は、市が行う。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時市と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応できるようにすること。

(3) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様である。

(4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる事項については市と協議のうえ、実施すること。

- (5) 業務に必要な資料で市が所有している提供可能な資料については貸与する。この場合貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本市に提出し、業務完了後は速やかに返却すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。